

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで
申立期間当時は、夫とともに会社を経営しており、私が経理を行っていたので、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。
申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間の前後の年度の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人及びその夫は、昭和 44 年 7 月に婚姻してから、申立人が夫とともに経営していた会社の経理をしていたと考えられる 61 年 5 月までの間は、申立期間を除き、国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、A 町の国民年金被保険者台帳をみると、申立人とその夫の納付年月日は、確認できる限り一致しているところ、申立期間は夫も未納とされているが、夫の当該台帳の昭和 59 年度の欄には「納付済」の印が押されており、それが二重線で取り消されているものの訂正印は無く、同町の台帳管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間直前の昭和 59 年 2 月及び同年 3 月の夫婦二人分の国民年金保険料が、申立期間中の 60 年 2 月 4 日に過年度納付されており、その時点で、申立期間の保険料を納付することが可能であるにもかかわらず、未納のままとしていたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月21日から同年9月21日まで

私は、A社に昭和53年4月に入社し、グループ会社間の異動はしたが、62年8月に退社するまで給与が支給されなかったことや、厚生年金保険料が給与から控除されなかったことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元上司及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和56年9月21日にA社からグループ会社のB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年7月のオンライン記録から、20万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に平成4年12月15日に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和60年1月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月1日から同年1月21日まで
私は、昭和59年12月31日付けでB社を退職し、60年1月1日付けでA社に入社した。年金加入記録に資格取得日が同年1月21日となっているが、同年1月1日の誤りと思われるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和60年1月21日であることが確認できる。

しかし、申立人は、昭和59年10月ごろからB社からA社へ出向し、移籍については、B社所長とA社社長の話合いで60年1月1日付けで移籍することが決定されたと主張しているところ、B社は、申立人の主張どおり移籍は同年1月1日であると回答している。

また、B社が保管する「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人に係る同社の退職日が昭和59年12月31日、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が60年1月1日と記録されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和60年1月1日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月11日から同年8月31日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の船舶所有者A氏における資格取得日に係る記録を同年3月11日に、資格喪失日に係る記録を同年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月8日から同年8月31日まで

私は、高校卒業後の昭和41年3月にA氏（後に、B社）が所有する船舶Cに、その後、同じ船舶所有者の船舶Dに機関員として乗船した。船舶Cの雇止めの後も次に乗船した船舶Dの準備作業に従事し、給料をもらっていた。

いずれも船員手帳に雇入日及び雇止日が記載されているが、高校卒業後に初めて乗船した船舶Cの船員保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、船舶Cに機関員として乗船していたことが確認できる。

また、船舶所有者A氏の船員保険関係事務の担当者は、船員保険の加入条件は設けておらず、船員は全員加入していたはずである旨回答しているほか、申立人は高校卒業後すぐに船舶Cに乗船したと述べているところ、申立人が記憶する同級生の同僚は乗っていた船は異なるものの、当該船舶所有者の船員保険に加入していることが確認できる上、申立人と同年代の先輩及び後輩も高校を卒業した年から船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間当時に 24 名の被保険者が認められ、このうち昭和 41 年 3 月 11 日に資格を取得している同僚が 2 名確認できることから、申立人の資格取得日についても同年 3 月 11 日とすることが妥当であり、資格喪失日については、複数の同僚の資格喪失日は同年 8 月 31 日となっており、このうち船員手帳の雇止めが申立人と同日の同年 8 月 1 日となっている者が確認できることから、申立人の資格喪失日についても同年 8 月 31 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 3 月 11 日から同年 8 月 31 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、複数の同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、船舶所有者 A 氏は既に亡くなっており、B 社も既に解散していることから不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該記録を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 3 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 43 年 6 月 1 日）及び資格取得日（昭和 45 年 8 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和 43 年 6 月から 44 年 10 月までは 1 万 6,000 円、同年 11 月から 45 年 7 月までは 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで A 社に勤めていた。

しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和 43 年 6 月 1 日に資格を喪失し、45 年 8 月 1 日に再度、資格を取得していることが分かった。

A 社に勤めていた時に、ほかの会社に行ったり、途中で会社を辞めたりしていない。同社は、既に廃業して事業主も亡くなっているが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A 社において昭和 43 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 6 月 1 日に資格を喪失後、45 年 8 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、43 年 6 月から 45 年 7 月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同じ仕事をしていたとする同僚 2 名を含む 5 名の同僚が申立人は申立期間において、当該事業所で勤務していたと証言している。

また、オンライン記録において、当該事業所の被保険者は 38 名確認で

きるところ、ほかの事業所に勤務して再度、同事業所に勤務した1名と申立人を除く36名は被保険者期間が継続しており、この中には、申立人と同じ仕事をしていたと証言している同僚の被保険者記録も確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録におけるA社の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和43年6月から44年10月までは1万6,000円、同年11月から45年7月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年6月から45年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成19年12月25日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年12月分賞与に係る給料支払明細書により、申立人は、同年12月25日において、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月17日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成19年12月25日の標準賞与額に係る記録を29万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年12月分賞与に係る給料支払明細書により、申立人は、同年12月25日において、29万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月17日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成19年12月25日の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年12月分賞与に係る給料支払明細書により、申立人は、同年12月25日において、27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月17日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成19年12月25日の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成19年12月分賞与に係る給料支払明細書により、申立人は、同年12月25日において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年3月17日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 17 日から 46 年 11 月 21 日まで
A社を昭和 46 年 7 月 25 日から休職し、同年 11 月 20 日に会社へ電話を入れて退職したい旨を伝えたが、休職後は会社には一度も行っていないので、会社側から脱退手当金について説明を受けたことは無く、脱退手当金制度を知らなかった。

また、脱退手当金はおろか退職時に会社からは退職金も受け取っておらず、どこかの機関へ出向き現金を受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の前後（昭和 38 年 2 月から同年 9 月までの期間及び 46 年 12 月から平成 8 年 3 月までの期間）において国民年金に自身で加入し、その 299 か月の加入期間において国民年金保険料の未納が無いことから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定（昭和 47 年 2 月 18 日）後の昭和 47 年 6 月 27 日に B 町で国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、同日に同町で払出しを受けた者のうち 2 名が昭和 46 年度の国民年金保険料を 47 年 4 月 27 日に納付していることが確認できることから、このころに加入手続を行ったものと推認でき、申立人が厚生年金保険被保険者資格喪失（昭和 46 年 11 月 21 日）後 6 か月以内に国民年金の加入手続を行っていることを踏まえると、あえて将来の年金受給の可能性を捨てて脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後約2年以内に退職している従業員の中で、当該事業所を最終事業所とした脱退手当金の受給記録のある者は申立人だけである上、同僚（女性1名）も退職時に脱退手当金の説明を受けた記憶は無いと証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から58年1月まで
私は、昭和55年11月から58年1月までA事業所に勤務した。
当該事業所に勤務していた期間は国民年金に加入していたはずであり、
申立期間が未加入となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金に加入していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年12月1日にB市で払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和60年12月6日に任意加入の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った記憶は無いとしている上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から46年9月まで
私の年金記録を照会したところ、申立期間は未加入期間との回答があった。私は、当時、会社で社会保険関係の仕事をしていた兄から勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納めた記憶があるので、回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続について、A市役所のB地区出張所でしたかもしれないとしているが、加入時期については記憶が曖昧^{あいまい}である。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人の資格取得日は、昭和46年10月9日とされており、申立期間は未加入期間であることから、申立期間に係る納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の手帳記号番号は、A市において昭和46年9月14日に払い出されたことが確認できる。ところ、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、申立人は国民年金の任意加入被保険者に該当することから、さかのぼって被保険者資格を取得することができないため、申立人が任意加入した同年10月に申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年4月までの期間、同年6月から47年3月までの期間、同年10月から49年8月までの期間及び59年10月から61年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年4月まで
② 昭和46年6月から47年3月まで
③ 昭和47年10月から49年8月まで
④ 昭和59年10月から61年10月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、A市役所で、申立期間④の国民年金保険料については、同市役所B支所で納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人は、申立人の元妻と昭和46年10月15日から50年8月29日まで同居していたものと推測できるが、この期間の申立人及びその元妻の国民年金保険料の納付状況は一致しており、申立期間②の一部と申立期間③は元妻も未納である。

また、申立期間④について、申立人の妻は、「自分の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った記憶は無く、夫（申立人）が全部行っていた。」と述べているところ、妻の国民年金手帳記号番号は昭和60年3月16日に申立人と連番で払い出されており、申立期間④は妻も未納となっている。

さらに、申立期間①については、元妻と結婚する前の期間であり、申立人は既に死亡していることから、国民年金保険料の納付について確認することができない。

加えて、申立人は、「納め忘れたためC銀行から預金を引き出して、数

か月分をまとめて納付した。」と申し立てているが、特例納付した場合に作成されるはずの特殊台帳は見当たらず、昭和 46 年度から 50 年度までの国民年金被保険者台帳、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）並びに 59 年度から 61 年度までのオンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）における記録は一致し、不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 61 年 3 月まで
申立期間は、夫の社会保険の被扶養者になっていたため、国民年金保険料は夫の厚生年金保険料から負担していたはずである。
申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫の社会保険の被扶養者になっていたため、国民年金保険料は夫の厚生年金保険料から負担していたはずである。」と述べているが、厚生年金保険に加入している者の配偶者が国民年金の第3号被保険者となったのは昭和 61 年 4 月からであり、申立期間に申立人が国民年金に加入していた場合、任意加入の被保険者となるため、申立人の夫の厚生年金保険料から申立人の当該期間に係る国民年金保険料が負担されることは無く、自ら国民年金保険料を納付する必要があった。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は、昭和 56 年 12 月 10 日に任意で加入した国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同名簿の保険料に関する納付記録欄及び備考欄には同年同月分の保険料が還付されたことを示す記載が確認できることを踏まえると、61 年 4 月に第3号被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月から 54 年 10 月まで
② 昭和 59 年 10 月から 60 年 10 月まで
③ 昭和 60 年 10 月から 61 年 10 月まで
④ 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで
⑤ 昭和 62 年 9 月から 63 年 10 月まで
⑥ 平成元年 10 月から 2 年 10 月まで
⑦ 平成 4 年 10 月から 5 年 10 月まで
⑧ 平成 5 年 10 月から 6 年 10 月まで
⑨ 平成 9 年 10 月から 10 年 10 月まで
⑩ 平成 14 年 9 月から 15 年 9 月まで

年金記録について、私の手元にある給与明細書で確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額に相違がある。事業所の届出の間違いか、社会保険事務所（当時）の決定の間違いかは分からないが、受給できる年金額が少なくなることに納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る平均給与額算定に必要な給与明細書及び同明細書に基づき算定した平均給与額の算出表を提出し、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に相違があると申し立てしているところ、A社は、申立人が算出した給与の総支給額のうち、申立期間①から⑨までの期間に支給された「社員所有借上差額」及び申立期間③から⑧までの期間に支給された「現物給与」については、標準報酬月額の算定のための支給総額には含めないとしている。一方、昇給差額については、支給総額に含めるが、

昇給は4月にさかのぼり6月実施のため昇給差額は4月及び5月分を6月に支給するものであり、給与明細書に記載された昇給差額の金額のすべては、標準報酬月額算定のための支給総額には含まないと回答している。

また、申立人が算定した総支給額のうち、申立期間①、⑤及び⑩については、随時改定された記録であることから、算定対象月は6月、7月及び8月とすべきであるが、そのうち申立期間⑩について、申立人は、平成15年4月1日以降に適用されることになる4月、5月及び6月を対象月として給与の総支給額を算定している。

これらを踏まえ、申立人の申立期間に係る平均給与額を試算したところ、申立期間③については、平均給与の試算額は30万9,647円となり報酬月額(29万円～31万円)に相当し、標準報酬月額は30万円となるが、昭和60年10月1日の定時決定の額は32万円として記録されている。また、申立期間⑤の平均給与の試算額は39万6,841円となり報酬月額(39万5,000円～42万5,000円)に相当し、その標準報酬月額は41万円となるが、62年9月1日の随時改定の標準報酬月額は38万円と記録されている。これらについてA社においては、申立人の申立期間に係る被保険者報酬月額改定通知書等の書類は残っていないとしていることから確認することはできないが、申立期間③及び⑤を除く申立期間の平均給与の試算額は、オンライン記録上の標準報酬月額における報酬月額の範囲内にあり、当該事業主が届け出た定時決定及び随時改定はおおむね適正に行われたと推認される。

さらに、申立期間①から⑩までについて、申立人が提出した給与明細書の厚生年金保険料の控除額は、申立人が主張する標準報酬月額に基づくものではなく、事業主が社会保険事務所に届け出たとする標準報酬月額に基づくものであることが確認できる。

加えて、当該事業所から提出された健康保険組合の平成8年から15年までの標準報酬月額表による申立人に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

なお、オンライン記録における申立人の標準報酬月額は、さかのぼって記録訂正されているなどの不自然な事務処理は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑩までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 30 日から同年 10 月 5 日まで
② 昭和 49 年 7 月 4 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 4 月 30 日から同年 5 月 8 日まで
④ 昭和 50 年 6 月 7 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 51 年 4 月 30 日から同年 5 月 17 日まで

私は、昭和 45 年 5 月から同年 10 月 5 日までの期間は船舶 A（船舶所有者は、B 氏）、49 年 7 月 4 日から 50 年 5 月 8 日までの期間及び同年 6 月 7 日から 51 年 5 月 17 日までの期間は船舶 C（船舶所有者は、D 事業所）に乗船していた。

船員手帳には、雇入れと雇止めの記録があるので、申立期間を船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立期間①については船舶 A、申立期間②から⑤までについては船舶 C に甲板員として雇用されていたことが確認できる。

しかし、船員手帳の雇入れ及び雇止めの記載は、船員法に基づく労働契約の公認制度であり、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっておらず、船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間は必ずしも一致するものではなかった。

申立期間①について、船舶所有者 B 氏に係る船員保険関係事務を代行していた E 事業所が保管する船員保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 45 年 5 月 6 日、資格喪失日は同年 9 月 30 日と記録されており、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、申立人が船舶Aと一緒に乗船したとする同僚は、申立人と一緒に乗船したことはあるが、乗船期間までは覚えていないとしている上、船員保険料の控除についての証言を得ることはできなかった。

さらに、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と資格取得日及び資格喪失日が同日の同僚並びに船員手帳に記載されている当該船舶の船長は既に亡くなっていることから、申立期間①当時の乗船状況等を確認することができなかった。

加えて、船舶所有者B氏は平成2年8月31日に船員保険適用の船舶所有者ではなくなっており、既に亡くなっていることから、当時の船員保険の加入状況等を確認することができない。

申立期間②から⑤までについて、船舶所有者D事業所の元事業主は、事業所は既に解散しており、船員保険の関連資料も廃棄済みで、当時の事務担当者も亡くなっていることから、船員保険の加入状況の詳細は不明であるとしている。

また、当時の船長及び複数の同僚は、「雇入れと雇止めの届出については船長が行っていたが、船員保険の届出については事業主が行っており、雇用期間と船員保険の加入期間はほとんど一致していない。また、入港期間中の船員保険については未加入期間となっていると思う。」と述べている。

さらに、申立期間②及び③について、申立人と同時期に船舶Cに乗船していた同僚8人に照会し、回答のあった5人のうち船員手帳で雇用期間が特定できる4人の船員保険の加入期間と船員手帳の雇入期間は、いずれも一致しておらず、また、申立期間④及び⑤について、申立人と同時期に船舶Cに乗船していた同僚8人に照会し、回答のあった3人についても船員保険の加入期間と船員手帳の雇入期間は、いずれも一致していないことが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 2 日から 37 年 9 月 3 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 10 日から 42 年 1 月 5 日まで

私は、申立期間①及び②についてはA社、申立期間③についてはB社に勤務していた。社会保険事務所（当時）の調査において、申立期間以外にA社に勤務した昭和 38 年 6 月 28 日から 39 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録は確認できたが、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれも給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするA社は、昭和 28 年 6 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所となり、健康保険については、33 年 12 月 1 日にC健康保険組合に加入していることが確認できるところ、C健康保険組合が保管する健康保険被保険者名簿によると、申立人は、38 年 6 月 28 日から 39 年 4 月 1 日までの加入記録が確認できるが、申立期間①及び②の加入記録は見当たらない上、同名簿の加入記録とオンライン記録は一致しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において申立期間①及び②に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が記憶する同僚は、「自分は、昭和 37 年ごろから 39 年ごろまでの期間と 42 年ごろから 57 年ごろまでの期間にA社に勤務したことがあるが、最初に勤務した期間は厚生年金保険に加入していなかった。」としており、当該事業所では、必ずしもすべての社員が厚生年金保険に加

入していたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所は、昭和 58 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、複数の同僚に申立人の勤務実態について照会したが、申立人の勤務期間を特定できる証言は得られなかった。

申立期間③について、申立人が勤務したとする B 社は、商業登記されておらず、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらなかったが、申立人が記憶する事業主について調査したところ、当該事業主は、D 社の事業主であることが確認できたことから、申立人が勤務していた事業所は D 社であることがうかがわれる。

しかし、D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 45 年 2 月 1 日であり、申立期間③当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D 社の事業主は、取引先の E 社（現在は、F 社）において昭和 38 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 1 日までの期間、厚生年金保険の加入記録が確認できる。これについて、F 社は、先代の社長から、D 社の事業主が厚生年金保険料を負担するという約束で当社の厚生年金保険被保険者として届出を行っていたと聞いている旨証言している。

さらに、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間③に申立人の氏名は見当たらない上、申立期間③及びその前後の健保番号に欠番は無い。

加えて、D 社の事業主は既に亡くなっており、申立人が記憶する同僚 2 名も亡くなっていることから、申立期間③当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで
② 平成 16 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便によると、A社における申立期間①及び②の標準報酬月額は 20 万円と記録されているが、各申立期間当時の給与支給額は 50 万円であったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給料台帳によると、各申立期間における申立人の給与支給額は 50 万円であり、厚生年金保険料控除額は、平成 12 年 11 月から 13 年 6 月までの期間及び 16 年 6 月が 50 万円、同年 7 月及び同年 8 月が 20 万円の標準報酬月額に基づく保険料を控除されていることが確認できる。

しかし、A社が保管する平成 13 年 7 月 10 日付けで社会保険事務所（当時）の收受印の確認できる健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の標準報酬月額は 12 年 11 月から 20 万円とする改定が行われたことが確認できる上、当該事業所が保管する社会保険事務所から通知された納入告知書不発行通知書及び健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書によると、申立人の標準報酬月額を減額改定したことに伴う差額保険料については、13 年 6 月分の保険料で充当整理を行い、残額については同年 7 月以降の保険料から差引き整理することになったことが確認できる。

また、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の標準報酬月額は平成 16 年 9 月から 50 万円とする改定が行われたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、当該事業所の代表取締役であり、経理及び社会保険関係事務を担当していた取締役である申立人の妻は、申立人と相談した上で、標準報酬月額の変更届を行った旨述べていることなどから、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であり、社会保険事務についても権限を有していたと考えられる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 58 年 1 月まで

私は、昭和 55 年 11 月から 58 年 1 月まで A 事業所に勤務した。

当該事業所に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 55 年 11 月 25 日から 58 年 1 月 20 日まで A 事業所に勤務したことが確認できる。

しかし、オンライン記録において、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、申立人は、勤務していた期間の健康保険は B 国民健康保険組合の被保険者となっていたかもしれないと述べているところ、当該事業所の事業主は、申立期間において当該国民健康保険組合の被保険者であったことが確認できる。

さらに、事業主は既に亡くなっており、申立人が記憶する同僚も特定することができないことから、当該事業所における申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで A 事業所（現在は、B 事業所）において勤務していたが、この間について厚生年金保険の加入期間とされていないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された「出勤簿」により、申立人は、昭和 54 年 4 月 2 日から 55 年 6 月 30 日までの期間について、A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は、昭和 55 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となる以前の昭和 52 年 7 月から同事業所に勤務していたとする同僚の一人は、「A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、給与から厚生年金保険料を控除されておらず、それまでは、国民年金に加入していた。」と述べている。

さらに、B 事業所は、A 事業所の給与台帳等の資料を有しておらず、申立期間当時申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについては不明と回答している上、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 11 月 1 日まで

「ねんきん定期便」に記載されている厚生年金保険の加入記録のうち、A社に勤務していた時の標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっており、当時、私が同社から受け取っていた給与額 18 万円に比較して低い額となっているので、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成 11 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日の期間について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録により、同年 10 月 13 日付けの随時改定で、同年 1 月 1 日にさかのぼって 11 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の代表取締役は、「商業登記簿上現存法人であるが、平成 13 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった以降は廃業同様に現在に至っており、当時の賃金台帳や社会保険事務所（当時）への届出書類等を保有していない。」と述べており、申立人の申立期間における報酬月額や厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時の給与は現金で手渡しされることが多く、支給日の遅延や、月 10 万円以下の時もあり、給与明細書等を渡された記憶は無い。」と述べており、給与月額や厚生年金保険料の控除額等を確認できない。

さらに、平成 11 年 1 月 1 日の随時改定（平成 11 年 10 月 13 日処理）以降の標準報酬月額の算定に当たっては、i) オンライン記録上、それぞれ

同年 10 月 1 日（平成 11 年 11 月 12 日処理）及び 12 年 10 月 1 日（平成 12 年 9 月 19 日処理）に定時決定されており、申立人の標準報酬月額はいずれも随時改定時の 11 万 8,000 円と同額となっていること、ii) 申立人は申立期間当時、月額給与が 10 万円以下のときもあったと述べていること、iii) 申立期間、当時申立てに係る事業所において申立人以外に唯一の被保険者であった事業主の標準報酬月額についても、随時改定及び 11 年 10 月 1 日の定時決定においては申立人と同額に、また、12 年 10 月 1 日の定時決定においては申立人より低い 10 万 4,000 円に減額していることから、事業所は事実上即した届出を行っていたものと考えられる。

加えて、申立期間当時、申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者は申立人と事業主の 2 人のみで、事業主以外の同僚がいないことから、報酬月額や厚生年金保険料の取扱いに係る証言を得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月28日から9年9月1日まで

A社における私の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は平成9年9月1日となっているが、同社の会社成立年月日は7年4月28日であり、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が間違っていると思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、同社成立（平成7年4月28日）当初から解散（平成18年5月29日）まで、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できることから、申立人は、申立期間について、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成9年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の元代表取締役である申立人から提出された総勘定元帳により、厚生年金保険料が社会保険料の「預り金」として初めて計上された年月日（平成9年9月30日）からみて、申立期間において、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月ごろから 45 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月ごろから 45 年 8 月まで A 施設構内にあった B 事業所に勤務したが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が C 社（後に、D 社）において同年 5 月 1 日から同年 8 月 5 日までとなっており、申立期間が未加入となっている。当時、健康保険証は持っていて歯の治療を受けたことを記憶していることから、厚生年金保険も加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間の特定には至らないが、申立人が B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、申立人が記憶する当時の同僚は、i) 同事業所は、A 施設と取引する 10 数社が協同で設立した各社の代理店に当たる事業所であったとしていること、ii) 同事業所における従業員は、同事業所の代表となっていた C 社の準社員として、昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとしていることから、同事業所に勤務していた者は、C 社を適用事業所とする厚生年金保険に加入していたことがわかれるところ、同社の事業所別被保険者名簿をみると、申立人は、同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得しており、申立期間に同資格を取得していたことをうかがわせる記録は見当たらない。

また、前述の同僚は、申立人と同様に C 社において昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該同僚が B 事業所に勤務したとする 37 年 8 月から 45 年 5 月 1 日までの期間は、国民年金被保険

者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、C社における事業所別被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、申立人を記憶する同僚の1人は、B事業所に勤務したとする昭和44年9月から45年5月1日までの期間は、国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人がC社において昭和45年5月1日に取得した記号番号は、同年6月16日に払い出されていることが確認できる。

その上、D社は既に解散し、清算終了しており、申立期間当時の代表取締役は確認できない上、解散時の代表取締役は、申立期間当時のことは入社以前であり不明としていることから、申立人に係る申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、C社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合等における申立人の加入期間は、オンライン記録と同一期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年6月30日まで
平成8年4月から勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。
平成8年7月に、A社から経営者が同じB社に移籍したが、両社は、実質的には同じ場所で同じ業務を行っており、同年4月1日に入社してから継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚2人の証言により、申立人が、平成8年4月1日からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同日に、A社に入社したとする同僚についても、同社における厚生年金保険被保険者資格記録は確認できず、経営者が同じB社が厚生年金保険の新規適用事業所となった平成8年7月1日に同社で被保険者資格を取得しており、申立人と同じ記録となっている。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録を確認したが、B社において平成8年7月1日資格取得となっており、A社における被保険者資格記録は確認できず、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、A社及びB社は、現在では厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、両社の代表取締役とも連絡が取れず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 25 日から 32 年 5 月 20 日まで
② 昭和 32 年 9 月 1 日から 40 年 10 月まで

私は、昭和 30 年 4 月から 40 年 10 月まで A 社と B 社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

A 社の経営はあまり良くなく、代表者や会社名が変わったりしたようであるが、同じ場所であり、継続して勤務していた。給料の分割払や遅配もあったように記憶しているが、年金等の保険料は控除されていたように思う。

当時の資料は無いが、両事業所で継続して勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の事業所別被保険者名簿の被保険者のうち連絡先が確認できた 4 名に照会したところ、回答があった 1 名の証言により勤務期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A 社は、昭和 31 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所で被保険者となっている申立人を含む 9 名全員が同日に被保険者資格を喪失している。

また、A 社は、C 社として、新たに昭和 32 年 5 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となり、35 年 7 月 1 日に B 社に名称変更しているところ、申立人及び前述の同僚は、C 社が適用事業所となった 32 年 5 月 20 日に被

保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚からは申立期間①について、厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、B社において当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した53名のうち連絡先が確認できた21名に照会したところ、8名から回答があり、7名は申立人を知らない又は覚えていないとし、ほかの1名は入社する前に申立人は退社していたとしており、申立人の当時の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、両事業所で一緒に勤務していた同僚として3名を挙げているが、1名は照会に回答が無く、ほかの2名は既に死亡又は住所が不明であるため申立人の勤務実態を確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月23日から同年4月22日まで
② 昭和25年4月28日から同年10月16日まで

船員保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、船舶Aや船舶Bに甲板員として乗船していた期間が未加入となっていた。

船員手帳に雇入れ及び雇止めの記録があり、下船した時の清算で船員保険料は引かれていたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚1名の証言及び申立人が所持する船員手帳により、申立人が甲板員として船舶A及び船舶Bに乗船したことは推認できる。

しかし、船員手帳の雇用契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認するために設けているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、申立人が両船舶と一緒に乗船したとする同僚3名のうち2名は、船舶Aの船員保険被保険者名簿に申立期間以前に資格取得していることが確認できるが、ほかの1名は同名簿に氏名は無く、船舶Bの船員保険被保険者名簿には、当該同僚3名の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間①において、船員保険に加入している船舶Aの船長は、

申立人を覚えていないとしている上、申立期間②における、船舶Bの船長を特定することはできなかった。

加えて、船舶Aにおける船員保険被保険者名簿では昭和23年10月2日から25年4月30日までの期間、船舶Bにおける船員保険被保険者名簿では24年1月2日から25年11月30日までの期間に被保険者資格を取得している者は見当たらない。

このほか、申立人に係る船員保険被保険者台帳に申立期間①及び②における船員保険の加入記録は確認できない上、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 40 年 5 月から 41 年 7 月まで

昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで、A 地区にあった「B 事業所」に勤務した。社長の名前を覚えている。

昭和 40 年 5 月から 41 年 7 月まで、同じく A 地区の公共職業安定所の隣にあった「C 事業所」に勤務した。

保険料控除を確認できる資料は無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、A 地区を管轄する社会保険事務所（当時）管内において厚生年金保険の適用事業所となっている「B 事業所」は 1 社確認できるが、当該事業所の新規適用年月日は平成 9 年 8 月 1 日となっており、同記録に申立人の氏名は見当たらない。

また、当該事業所に照会したところ、申立期間①当時の事業主の氏名は、申立人が覚えていた社長の氏名と一致しているが、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所では無かった旨回答している上、当該事業主の氏名で厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

さらに、「B 事業所」の事業所名で厚生年金保険の適用事業所となっている県内の 4 事業所を調査したところ、いずれも申立期間①において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、事業所記号払出簿を調査しても当該事業所名は見当たらず、「B 事業所」が申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

申立期間②について、A 地区を管轄する法務局の法人登記簿に「C 事業

所」は見当たらず、オンライン記録においても、「C事業所」が厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できない。

また、申立人が、両事業所の同僚であったとする者についても、厚生年金保険の加入記録は見当たらず、連絡先も不明であることから、申立人の勤務状況及び当時の厚生年金保険料控除等についての証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できることから、記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 25 日

申立期間にA事業所から支給された賞与について、事業所から被保険者賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

賞与が支給されていたことは間違いが無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が認められるのは、事業主が、被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とされている。

A事業所から提出された申立人の平成19年12月分賞与に係る給料支払明細書によると、申立人に対し支給された賞与支払額から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から27年2月1日まで

私は、昭和24年3月に高校を卒業して、同年4月にA社に入社し、同社B出張所に勤務した。

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会をしたところ、昭和24年4月1日から27年2月1日までが未加入期間であった。

当時の写真も残っており、勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚1名及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であったことが確認できる者1名の証言並びに申立人が提出した当時の写真の写しから、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記2名の同僚から申立人の勤務期間についての証言が得られず、写真の写しからも申立人の勤務時期は確認できない。

また、上記同僚のうち申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた者は、昭和21年4月に当該事業所に入社したと述べているが、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは入社から約7年後の28年4月となっている上、27年2月1日以前に被保険者資格を取得している17名に照会したところ、回答があった11名のうち3名は、入社後、すぐに厚生年金保険に加入しておらず、1年から5年後に被保険者資格を取得したと回答していることから、当時、事業主は、従業員全員について、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったこと

がうかがわれる。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、当時の厚生年金保険の取扱い等の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 8 日まで
② 昭和 46 年 4 月 21 日から同年 10 月 16 日まで
③ 昭和 46 年 12 月 2 日から 49 年 2 月 21 日まで
④ 昭和 49 年 3 月 16 日から同年 5 月 16 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に、昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 5 月 16 日までの厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知った。

私は、会社から脱退手当金について説明を受けたことも無く、脱退手当金も受給していないので、再度調べてほしい。

私が脱退手当金を受け取っているのなら、私が脱退手当金の手続の書類に署名し、印鑑を押さなければ受給できないはずなので、その証拠の書類を見せてほしい。そうでなければ納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から④までの厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がそれぞれ記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 4 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。